

# 実務情報 SERIES

2023 9

非経理職のための

# 「インボイス制度」 ハンドブック



## はじめに

ことし10月1日より、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）がスタートします。「インボイス」という言葉は耳にしたことがあるものの、制度の内容についてはよくわからないと感じる人が多いのではないのでしょうか。

そこで、本冊子では、経営者や営業職社員など、普段は経理事務に携わることのない人達を対象に、インボイス制度について具体的な事例を交えながら解説します。これさえ読めば、インボイス制度の大まかな内容と日常的な対応方法がわかるように作成しました。ぜひ、インボイス制度のさらなる理解にお役立てください。

なお、文中の意見にわたる部分は私見であることを念のため申し添えます。

[執筆]  
税理士

山口 拓

やまぐち たく

中小企業の消費税の専門税理士。毎月の巡回監査により当期の決算額を予測し、これに基づく経営助言と赤字でも納税が必要な消費税等の納税額試算など、顧問先の将来を見据えたサービス提供を行なっている。

## 実務情報 Series CONTENTS

### 非経理職のための 「インボイス制度」ハンドブック

- 1 インボイス制度のあらまし…………… 3
- 2 会社や従業員等に求められる対応…………… 6
- 3 経費精算にはどんな影響が？…………… 8
- 4 ケース別 インボイス対応のポイント…………… 10

# 1 インボイス制度のあらまし

## 消費税のしくみ

インボイス制度についてお話しする前に、まず前提となる消費税の大まかなしくみについて説明します。

消費税は、国内において事業者が行なう物品の譲渡やサービスの提供のほとんどに課税されます。消費者が商品等の購入代金と一緒に事業者を支払うことによって負担し、商品を販売した事業者が、商品の販売代金と一緒に受け取った消費税を国に納税することになっています。

商品を販売した事業者は、商品を仕入れる際に仕入代金と一緒に消費税を仕入先に支払っています。そのため、消費者から受け取った消費税を国に納税する際には、仕入先に支払った消費税を差し引いて納付します。

このように、受け取った消費税から仕入先に支払った消費税を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

図表1の例では、当社は消費者から消費税

30円を受け取っていますが、仕入先に消費税20円を支払っていますので、当社の納税額は、

$$30円 - 20円 = 10円$$

となります。

このとき、当社の利益は、

$$\begin{aligned} & \text{売上高} 330円 - \text{仕入高} 220円 \\ & - \text{消費税納税額} 10円 = 100円 \end{aligned}$$

と計算されます。

ちなみに、消費者の負担する消費税は30円です。

これは、仕入先の納税額20円（当社から受け取った消費税20円 - 0円 = 20円）と当社の納税額10円の合計額30円と一致します。

## インボイス制度について

さて、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が、2023年10月1日より開始されます。インボイス（適格請求書）とは、

■図表1 仕入税額控除のしくみ



売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものであり、一定の事項が記載された請求書や納品書およびこれらに類する書類のことをいいます。

インボイスを発行するためには、登録申請手続きを行なって、「インボイス発行事業者」として登録を受けることが必要です（図表2）。登録を受けていない事業者がインボイスを発行することは禁止されています。

なお、登録を受けている事業者か否かを確認するために、インボイス発行事業者の情報がインターネット上で公表されています。

インボイス制度の開始後は、インボイス発行事業者から受領したインボイスを保存する必要があり、インボイスを入手しないと仕入税額控除を行なうことができなくなります。

したがって、インボイス発行事業者以外の事業者や消費者（以下、「免税事業者等」といいます）からの仕入れは、原則として仕入税額控除の対象となりません。

インボイス発行事業者でない仕入先に支払った消費税は、納税額を計算する際に差し引くことができなくなりますので、その金額だけ自社の消費税の納税額が増える結果になります。

図表1の例で、もし仕入先がインボイス発

行事業者でない場合、当社の納税額は、

$$30円 - 0円 = 30円$$

となり、納税額が20円増加します。

利益は、

$$\begin{aligned} & \text{売上高} 330円 - \text{仕入高} 220円 \\ & - \text{消費税納税額} 30円 = 80円 \end{aligned}$$

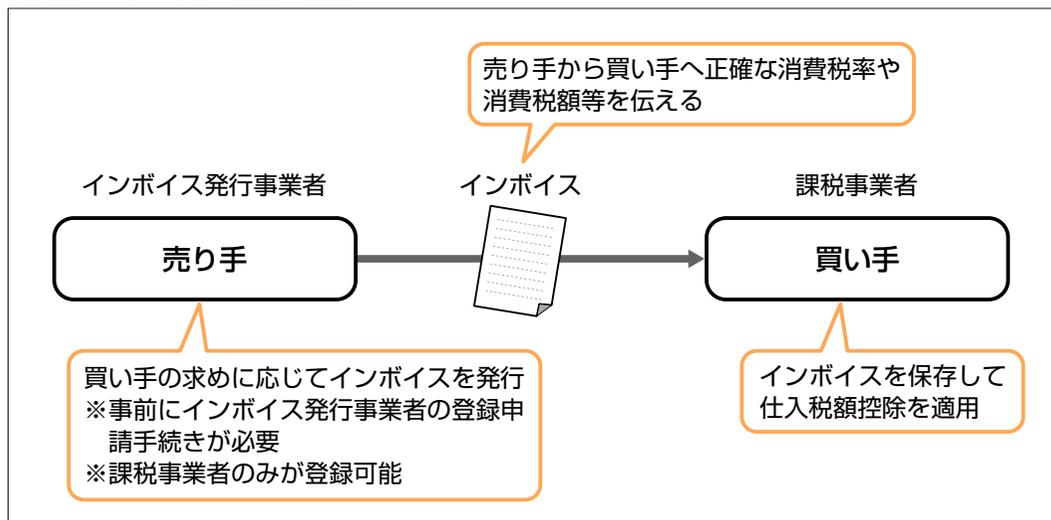
となり、20円減少します。

## インボイスの記載事項

インボイスには、次の①から⑥の事項を記載しなければなりません。

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引を行なった年月日
- ③ 取引の内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および軽減対象資産の取引である旨）
- ④ 税率ごとに区分した取引の税抜価額または税込価額の合計額および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額および地方消費税額の合計額）
- ⑥ インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称

■図表2 インボイス制度の概要



■図表3 インボイスの記載例

請求書		
		××年11月30日
⑥ 株式会社〇〇御中 11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
② 11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
	⋮ ③	⋮
④ 合計		⑤ 131,200円
10%対象	88,000円	内消費税 8,000円
8%対象	43,200円	内消費税 3,200円
※軽減税率対象品目		
③		△△商事(株)
① 登録番号		T1234567890123

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引を行なった年月日
- ③ 取引の内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および軽減対象資産の取引である旨）
- ④ 税率ごとに区分した取引の税抜価額または税込価額の合計額および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称

下線部は、現行の区分記載請求書に追加する必要がある項目です。

なお、インボイスの様式は規定されていませんので、これらの6項目が記載された納品書や請求書、領収書等がインボイスに該当すると考えてよいでしょう（図表3）。

さらに、⑤の消費税額等の計算について、1円未満の端数処理は1インボイスにつき税率ごとに1回と定められています。商品ごとに消費税額を算出して端数処理し、端数処理後の消費税額を合計した金額をそのインボイスの消費税額とすることはできません。

なお、小売業、飲食店業、タクシー業、駐車場業など、図表4に示した不特定かつ多数の者と取引を行なう事業者は、インボイスに代えて、次の事項を記載した簡易インボイスを交付することができます。

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引を行なった年月日
- ③ 取引の内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および

■図表4 簡易インボイスを交付することができる事業

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限り）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行なう事業

軽減対象資産の取引である旨)

- ④ 取引の税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

インボイスと比較して、簡易インボイスは、「インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称」の記載を省略することができる点、「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

■図表5 簡易インボイスの記載例

〈適用税率のみを記載する場合〉		〈消費税額のみを記載する場合〉	
① スーパー〇〇 東京都… 登録番号 T1234567890123		① スーパー〇〇 東京都… 登録番号 T1234567890123	
② ××年11月1日		② ××年11月1日	
領収書		領収書	
③ コーラ※	1点 ¥108	③ コーラ※	1点 ¥108
③ ギュウニク※	1点 ¥972	③ ギュウニク※	1点 ¥972
③ ハミガキコ	1点 ¥330	③ ハミガキコ	1点 ¥330
合計	¥1,410	合計	④ ⑤ ¥1,410
⑤ 10%対象	1点 ④ ¥330	1点	⑤ ¥330 (内消費税額 ¥30)
⑤ 8%対象	2点 ④ ¥1,080	2点	⑤ ¥1,080 (内消費税額 ¥80)
お預り	¥1,500	お預り	¥1,500
お釣	¥90	お釣	¥90
③ ※印は軽減税率対象商品		③ ※印は軽減税率対象商品	

① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引を行なった年月日

③ 取引の内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および軽減対象資産の取引である旨）

④ 取引の税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

## 2 会社や従業員等に求められる対応

ここからは、インボイス制度の導入により、会社や従業員等に求められる対応について確認していきます。

### 売り手の立場として

インボイス発行事業者になると、買い手側の課税事業者からの求めに応じてインボイスを交付するなどの義務が課されます（図表6）。これを踏まえて、インボイス発行事業者である売り手の立場として、求められる対応についてみていきましょう。

- ① 請求書等をインボイスに合わせて変更  
 現在、発行する請求書や納品書等を前述し

た6項目の記載を満たすものに変更する必要があります。場合によっては、請求書等の発行システムの改修が必要になるでしょう。

また、請求書や納品書等のうちの書類をインボイスとして扱うこととするのか、インボイスの交付方法はどうか（紙か電子データか）については、取引先と事前に意見交換し、認識を共有しておきましょう。

- ② 交付したインボイスの写しの保存方法の決定

取引先に交付したインボイスの写しの保存方法（紙か電子データか）を決定することも必要です。

なお、①②の対応は、いずれも制度開始前

■図表6 インボイス発行事業者課される4つの義務

- ① **インボイス（簡易インボイスを含む）を交付またはインボイスに係る電磁的記録を提供する義務**  
買い手（課税事業者に限る）からの求めに応じて、インボイスまたはインボイスに係る電磁的記録を交付（提供）する義務がある。
- ② **返還インボイスの交付または返還インボイスに係る電磁的記録を提供する義務**  
返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行なう場合、買い手（課税事業者に限る）に対して返還インボイスまたは返還インボイスに係る電磁的記録を交付（提供）する義務がある。
- ③ **修正したインボイス等の交付または修正したインボイス等に係る電磁的記録を提供する義務**  
交付（提供）したインボイス等の記載事項に誤りがあったときは、修正したインボイス等を交付（提供）する義務がある。
- ④ **上記①から③の書類の写しまたは電磁的記録を保存する義務**  
交付した日または提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、交付したインボイス等の写しおよび提供したインボイス等に係る電磁的記録の保存義務がある。

の準備作業として行なっておくものです。

### 買い手の立場として

次に、インボイスを受け取る側（買い手）の立場として求められる対応についてみていきます。

#### ① 会計システムの改修

制度開始までに、会計システムをインボイスに対応したものに改修することが必要になります。

なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの仕入れについては経過措置が設けられており、当初3年間は消費税額の80%相当額、次の3年間は50%相当額の仕入税額控除が認められています。

図表7は、免税事業者等から110円（税込）の仕入れを行なった場合の仕入税額控除額を試算したものです。

受領したインボイスに記載された登録番号を帳簿に記載する必要はありませんが、帳簿を作成する過程で、会計システムに取引先名や登録番号を入力することにより、その事業者が登録事業者か否かを判定できるような機能があれば、効率的な作業が期待できます。

■図表7 免税事業者から税込110円の仕入れを行なった場合に認められる仕入税額控除額（適用税率10%の場合）

- 2023年10月1日から2026年9月30日まで  
 $110円 \times 10 / 110 \times 80\% = 8円$   
\* 免税事業者等からの課税仕入れにつき80%控除可能
- 2026年10月1日から2029年9月30日まで  
 $110円 \times 10 / 110 \times 50\% = 5円$   
\* 免税事業者等からの課税仕入れにつき50%控除可能
- 2029年10月1日以後  
0円  
\* 免税事業者等からの課税仕入れについては控除不可

#### ② 受領したインボイスの保存方法の決定

仕入税額控除のために必要となるインボイスの保存方法（紙か電子データか）を決めておく必要があります。

おそらく紙で受領することが多いと思いますが、紙で受領したインボイスでもスキャナ保存することが可能です。

なお、2023年12月末に改正電子帳簿保存法の有期期間が終了することもあり、取引先の

都合で交付方法が紙から電子データへ変更になることも考えられます。電子データでの保存にも対応できるように準備しておくことが望ましいでしょう。

### ③ 取引先の登録状況の事前確認

仕入先や事務所・店舗の貸し主など、継続的な取引先がインボイス発行事業者として登録を行なったか否かを、事前に確認しておくことは非常に有益です。インボイス発行事業者として登録しない取引先には、その取引先と取引を継続することにより増加する自社の消費税納税額の負担について、交渉を行なうことも考えましょう。

たとえば、その取引先に対しインボイス発行事業者になるよう要請したり、取引価額について値下げを要請したりすることが考えられます。ただしこの場合、お互いが真摯に交渉を行ない、双方が納得したうえで結論を出すことが大切です。

取引先の意見をまったく聞き入れず一方的に値下げを実施したり、値下げに応じなかったことを理由に取引を打ち切ったりすると、

独占禁止法上の優越的地位の濫用に抵触し、問題となるおそれがあります。

### ④ 受領したインボイスの適格性の確認

取引先から受領したすべてのインボイスについて、その内容に誤りや不備はないか（登録番号が有効か、6項目の記載があるか、消費税額の端数処理が適切か等）を確認しなければなりません。

このとき、インボイスを受領した従業員等が、受領した時点でただちに確認を行なえることがベストです。

記載事項に誤り等があったときは、取引先に対し、修正したインボイスを発行するよう求めます。

なお、受領したインボイスに記載されている登録番号が、取引日現在において有効か否かを確認する方法も検討しておきましょう。受領したインボイスの数が少ない場合には、国税庁の公表サイトで番号を入力することによって確認できますが、数が多い場合には会計システム等を利用して確認することも考えましょう。

## 3 経費精算にはどんな影響が？

日常的に行なっている経費精算について、インボイス制度の開始によってどのような影響があるのでしょうか。想定される主だったものをみていきます。

### 保存すべき書類・電子データの増加

インボイス制度が開始されると、どんなに少額の経費であっても、原則としてインボイスが必要となります。そのため、保存しなければならない請求書等の数は、確実に増加します。

現行制度では、税込価額3万円未満の経費

については請求書等の保存がなくても仕入税額控除が認められていますが、インボイス制度では図表8に記載するものを除き、インボイスの保存がない場合は仕入税額控除が認められません（ただし、2年前の課税売上高が1億円以下である事業者等は、制度開始後6年間に限り、税込価額1万円未満の取引についてはインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能とされています）。

したがって、いままでは保存不要とされていた請求書や領収書等の書類についても保存が必要となり、さらにインボイスとしての要件を満たしているか、1つひとつ地道に確認

■ 図表8 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

1	インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
2	簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（1に該当するものを除く）
3	古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
4	質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の取得
5	宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
6	インボイス発行事業者でない者からの再生資源および再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
7	インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等
8	インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
9	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当）

する作業が発生します。

### 出張旅費精算に伴う書類の増加

たとえば、社員の出張に当たり会社が直接手配を行なう場合、3万円以上の公共交通機関の運賃やホテルの宿泊料などは、会社宛てのインボイスが必要になります。

そのため、インボイスの適格性の確認や保存など、煩わしい作業が増えることは容易に想像できます。

出張の頻度が多い会社では、従業員等に定額を支給する出張旅費規程の制定を検討するなど、事務負担の軽減について考慮することも必要でしょう。

### クレジットカード決済での注意事項

業務の一環として、インターネットのショッピングサイトで書籍を購入したり、鉄道会社のサイトで乗車券を購入したりすることがあると思います。その際、決済手段として法

人用クレジットカードを利用すること自体に何ら問題はありませんが、インボイス制度が開始されると、正しい経理処理がされているかの確認が、従来以上に必要です。

帳簿への記載でよく見かける間違いは、クレジットカード会社からの請求額が自社の預金口座から引き落とされたタイミングで、

- ①取引年月日→自社の預金口座からの引落日
- ②取引相手先名→クレジットカード会社名
- ③取引の内容→購入した商品やサービス内容

とする経理処理です。

この処理は、①取引年月日と②取引相手先名が正確ではありません。正しくは、

- ①取引年月日→クレジットカードで商品やサービスを購入した年月日
- ②取引相手先名→商品やサービスを購入した相手先名

としなければなりません。

このように処理するには、商品購入等の取引が行なわれたときにクレジットカード会社への未払金を計上する必要があります。

その後、自社の預金口座から利用代金が引き落とされたタイミングで、

- ①取引年月日→自社の預金口座からの引落し日
- ②取引相手先名→クレジットカード会社名

とする2段階の処理が必要です。

もっとも、これはインボイス制度の開始とは関係なく、現行制度でも必要とされる経理処理です。

さらに、仕入税額控除を行なうためには、上記のような帳簿の記載に加えて、インボイスの保存が必要となります。

クレジットカードの利用に関しては、カー

ド会社から交付される「カード利用代金請求明細書」だけを保存していることが多いと思いますが、この請求明細書はインボイスには該当しません。

したがって、この請求明細書の保存は必要ですが、請求明細書のみを保存してもインボイスを保存していることにはならず、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

保存が必要なのは、商品やサービスを購入した事業者や店舗が発行した「クレジットカード利用明細書」です。ほとんどの場合、この書類がインボイスに該当します。

「後でカード会社からの請求明細書が届くから、それで代用すれば十分だろう」と考えて、この利用明細書を捨ててしまっていないでしょうか？ 今後は必ず、利用明細書を保存するように注意してください（図表9）。

■図表9 クレジットカード利用時の帳簿への記載事項の注意点

	誤	正
①取引年月日	カード利用代金の引落し日	商品やサービスを購入した日
②取引相手先名	クレジットカード会社の名称	商品やサービスを購入した相手先の名称

〈その他の注意点〉

- ① 商品・サービスを購入した日にカード利用代金を未払金として計上する
- ② 仕入税額控除を受けるためには、商品・サービスの購入店舗が発行した「クレジットカード利用明細書」を保存する

## 4 ケース別 インボイス対応のポイント

以下では、通常の業務を行なううえで、会社や従業員等に必要とされるインボイス対応について、ケース別にポイントを解説していきます。今後の実務にお役立てください。

### 出張旅費等

従業員等にとっては非常に身近なのが出張旅費で、経費の精算業務のうち大半を占める

と考えられます。インボイス開始による影響が懸念される場所ですが、一定の条件を満たせば、インボイスの保存が不要とされるものがあります。

#### ① 公共交通機関の運賃

公共交通機関の運賃は、3万円未満のものについてはインボイスの保存が不要とされる特例があります（図表10）。

■図表10 公共交通機関特例の対象となる3万円未満の旅客の運送

<p>鉄道・軌道による旅客の運送</p>	<p>鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法2条2項）、第二種鉄道事業（同法2条3項）として行なう旅客の運送 軌道（モノレール等）：軌道法3条に規定する運輸事業として行なう旅客の運送</p>
<p>バスによる旅客の運送</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法3条1号イ）として行なう旅客の運送 （注）路線不定期運航（空港アクセスバス等）および区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となる</p>
<p>船舶による旅客の運送</p>	<p>一般旅客定期航路事業（海上運送法2条5項）、人の運送をする貨物定期航路事業（同法19条の6の2）、人の運送をする不定期航路事業（同法20条2項。乗合旅客の運送をするものに限る）として行なう旅客の運送（対外航路のものを除く）</p>

（注）特急料金、急行料金および寝台料金など旅客の運送に直接的に附帯する対価は、公共交通機関特例の対象になります。入場料金や手回品料金など旅客の運送に直接的に附帯する対価でないものは、公共交通機関特例の対象になりません

この公共交通機関とは、鉄道、バス、船舶を指し、タクシーや航空機等は含まないので注意してください。

また、3万円未満であるか否かは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。1人当たりまたは1商品（切符1枚）当たりで判定するものではありません。

たとえば、1人当たり2万円の鉄道料金の切符を2人分購入した場合、2万円×2人＝4万円となり、3万円以上となってインボイスが必要となります。

さらに、対象となる運賃は、旅客の運送に直接的に附帯するものに限られます。特急料金や急行料金、寝台料金は対象の運賃に含まれますが、入場料金や手回品料金は旅客の運送に直接的に附帯する対価ではありませんので、これらについては3万円未満であってもインボイスが必要です。

ただし、これらの場合であっても、公共交通機関である事業者から簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除きます）を記載した乗車券や入場券等の交付を受け、その乗車券等が回収される場合は、特例の適用がある旨と支払先の住所または所在地を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（入場券等回収特例）。

インボイスの宛名は出張する従業員等であってもかまいませんが、その場合は会社とその従業員等の関係性を示すため、従業員等から会社宛てにインボイスと一緒に出張旅費精算書などの書類を提出し、精算を行なうことになるでしょう（簡易インボイスの場合は、書類の交付を受ける事業者の氏名または名称の記載は不要とされています）。

経費精算を行なう場合、インボイス不要の出張旅費については、出張旅費精算書に「出張日、出張先、利用公共交通機関名、利用区間、運賃〇〇円および公共交通機関特例の適用がある旨（たとえば「3万円未満の鉄道料金」など）」を記入して提出しましょう。

3万円以上の運賃については、同様に出張旅費精算書に記入のうえ、交付されたインボイスと一緒に提出し精算を行ないましょう。

インボイスの入手方法ですが、乗車券・特急券などを自動券売機で購入した場合には、その自動券売機で入手するか、有人窓口で入手します。WEB予約サイトを利用した場合には、当該サイトからダウンロードして入手することになると思われます。

ところで、交通系ICカードへのチャージは、公共交通機関の運賃の支払いには該当しません。そもそも、単に電子マネーに形を変

えただけですので、消費税の課税対象取引ではありません。

課税対象となるのは、ある商品や役務を購入し、その対価として電子マネーを使用したとき（たとえば鉄道に乗りし、その運賃を電子マネーで決済したとき）です。ここで初めて公共交通機関特例の適用の可否を判断することになります。

## ② タクシー運賃

上記①で説明したとおり、出張等でタクシーに乗りした場合には、公共交通機関特例の適用はありません。したがって、金額にかかわらずタクシー事業者からインボイスを入手することが必要になります。

タクシー事業は簡易インボイスの交付が可能とされていますので、受領するレシートに宛名の記載がなくてもかまいません。

問題となるのが、タクシー事業者のインボイス発行事業者登録の有無です。会社によってはインボイス発行事業者であるタクシー事業者を利用すると決めているところもあるようですが、地方へのお出張で個人タクシーしか走っていない場合、インボイス発行事業者でないタクシーに乗りせざるを得ないことも考えられます。

タクシー事業者がインボイス発行事業者だった場合は、出張旅費精算書に「出張日、出張先、タクシー会社名、タクシー乗車賃〇〇円」を記入のうえ、交付された簡易インボイスと一緒に提出し、精算を行ないましょう。

また、インボイス発行事業者でないタクシー事業者だった場合、受領したレシート（区分記載請求書等）は捨てたりせず、出張旅費精算書に経過措置の適用がある旨を記入して一緒に会社に提出しましょう。

利用者側からすれば、乗車前にインボイス発行事業者か否かがあらかじめ判断できれば非常に便利です。

タクシー業界の今後の動向に注目したいところです。

## ③ 航空運賃

国内のお出張で航空機を利用した場合も、同様に公共交通機関特例の適用はなく、（簡易）インボイスが必要になります。

航空機の搭乗予約は、利用する本人が自分の名前で行なうことがほとんどだと思いますので、航空会社のサイトで料金が表示されているページをダウンロードしたものや、搭乗日が記載されている搭乗券など、簡易インボイスの記載要件を満たす書類等を提出し、精算を受けることになります。

出張旅費精算書には、「出張日、出張先、航空会社名、利用区間、航空運賃〇〇円」を記入し、簡易インボイスと一緒に提出します。

## ④ レンタカー利用料

出張先でのレンタカー利用についても、同様に公共交通機関特例の適用はありません。レンタカー会社から簡易インボイスの交付を受け、出張旅費精算書に「出張日、出張先、レンタカー会社名、レンタカー利用料金〇〇円」を記入し、簡易インボイスと一緒に会社に提出し精算を受けます。

また、返却の際にガソリン等の燃料を補給することになるとと思いますが、この燃料の補給についても簡易インボイスが必要です。ガソリンスタンドなどでは、簡易インボイスの交付を受けることを忘れないようにしてください。

## ⑤ 宿泊費

出張で利用するホテルや旅館の宿泊費も、簡易インボイスの交付を受ける必要があります。宿泊予約を行なう時点で、その宿泊施設を運営する事業者がインボイス発行事業者か否かが判明すると思いますので、インボイス発行事業者である場合には、チェックアウト時に、必ず簡易インボイスの交付を受けましょう。

インボイス発行事業者でない場合でも、宿泊料金明細書や領収書を入手し、経過措置の

適用を受けるために保存します。

出張旅費精算書には「出張日、出張先、宿泊施設の運営事業者名、宿泊料金〇〇円」を記入し、簡易インボイスと一緒に提出して精算を受けます。

#### ⑥ 駐車場利用料（コインパーキング）

宿泊費と同様に、コインパーキング利用料の支払先も、インボイス発行事業者か否かの確認が必要です。

なお、9<sup>号</sup>図表8に、インボイスの保存が不要とされる取引として「7 インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等」が示されています。しかしコインパーキングや自動券売機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行なわれるものの、サービスの提供等は別途行なわれるようなものは、自動販売機や自動サービス機からの商品の購入等には含まれません。

したがって、コインパーキング利用料も簡易インボイスが必要となります。料金支払時に簡易インボイスを入手し、要件を満たすか否かを確認した後で保存します。出張旅費精算書には、「出張日、出張先、コインパーキングの運営事業者名、駐車場料金〇〇円」を記入します。

#### ⑦ 高速道路利用料

高速道路の利用料も、簡易インボイスの保存が必要です。利用料の支払手段に応じて、簡易インボイスの交付方法も変わります。

料金所にて現金で利用料を支払った場合には、料金所で発行される紙の領収書が簡易インボイスとなります。

ETCクレジットカード、ETCパーソナルカードおよびETCコーポレートカードを利用した場合には、ETC利用照会サービスのサイトで利用証明書をダウンロードすることで、簡易インボイスを入手します。

高速道路利用料についてはこのような対応

が予定されていますが、詳細は各高速道路会社の情報をご確認ください。

#### ⑧ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当）

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、「出張実施者の名前、出張日、出張先名、出張旅費〇〇円および出張旅費等特例」を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（9<sup>号</sup>図表8の9）。つまり、インボイスの保存は必要ありません。

上記の帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、

イ その支給額が、その支給をする役員および使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されているか

ロ その支給額が、その支給をする会社と同業種、同規模の他の会社等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるか

を考慮して判定します。

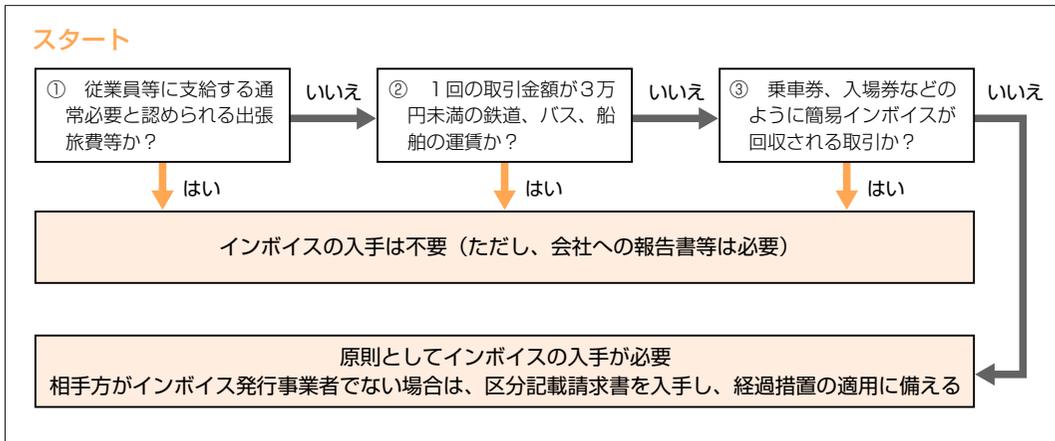
この基準に該当しない場合には、インボイスの保存が必要です。

なお、旅費等は必ずしも実費である必要はありません。従業員等の出張旅費規程を定めており、その規程にしたがって定額で支給されるものについて、通常必要と認められる範囲においては許容されると考えられます。

ただし、実費支給・定額支給のいずれであっても、出張を行なった従業員等が、会社に対して出張の事実を報告するための文書として、出張報告書や出張旅費精算書を作成することは有用だと考えます。

注意が必要なのは、会社のクレジットカードで出張旅費等の決済を行なった場合には、会社が従業員ではなく、それぞれの事業者と

■図表11 出張旅費等のインボイス入手要否の判定



直接取引を行なったものと解釈される点です。その場合、出張旅費特例の適用はありません。

次に、従業員等に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。なお、「通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税において非課税とされる通勤手当の金額の範囲内であるか否かは問いません。

出張旅費の精算では、この出張旅費特例をできるだけ利用するほうが、インボイスを逐一確認するという煩雑な作業を省略することができます。

図表11は、出張旅費等についてインボイスの受領が必要となるかどうかを判定するチャート図です。従業員等に支給する出張旅費等については、インボイス制度の影響はそれほど大きくなく、従来と同様の対応でよさそうです。

## 会議費・接待交際費

取引先との接待飲食に際しては、店舗を運営する事業者がインボイス発行事業者か否かを事前に確認して、運営事業者がインボイス発行事業者である店舗を選んで実施すること

が、消費税納税上は有利になります。

チェーン店の場合には、その店舗が直営店舗かFC店舗かによって登録の有無が分かれることがありますので注意が必要です。

接待飲食費については簡易インボイスが必要となり、店舗運営事業者がインボイス発行事業者の場合は、受領した簡易インボイスの適格性の判定を行ないます。

店舗運営事業者がインボイス発行事業者でない場合は、従来と同じように領収書等を受領し、7章図表7に掲げた経過措置の適用を受けるために保存します。

また、取引先との商談で必要な飲料等を自動販売機で購入した場合、取引金額が3万円未満であれば、9章図表8の「7 自動販売機特例」により、インボイスの保存は必要ありません（図表12）。この場合、取引日や取引内容等の他に「自動販売機特例適用の旨」と「支払先の住所または所在地（たとえば〇〇市 自販機）」を記入し、報告を行なうことになります。

## 備品消耗品費

コンビニエンスストアなどで、文房具や充電用の電池などを購入した場合にも、簡易インボイスが必要になります。レシートが簡易インボイスになることがほとんどでしょう。

おそらく全国規模のコンビニエンスストアは、どの店舗であってもインボイス発行事業者となっていると思いますが、インボイス発行事業者でない事業者に支払う場合でも領収

書（レシート）を受領し、経過措置を受けるために報告を行ない、保存します。

図表13にインボイス対応の注意点をまとめたので、参考にしてください。

■ 図表12 自動販売機特例の対象となるものとならないもの

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機による飲食料品の販売</li> <li>コインロッカーやコインランドリー等によるサービス</li> <li>金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に精算が行なわれているだけのもの</li> <li>コインパーキングや自動発券機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行なわれるものの資産の譲渡等は別途行なわれるようなもの</li> <li>ネットバンキングのように、機械装置で資産の譲渡等が行なわれないもの</li> </ul>

■ 図表13 インボイス対応のまとめ

項目	内容	注意点
公共交通機関の運賃	1取引当たり3万円未満の場合にはインボイスの保存は不要	たくさんの切符等をまとめて決済すると、インボイスの保存が必要になることがある
タクシー運賃	インボイスが必要。支払先がインボイス発行事業者でない場合も考えられる	インボイスを出張旅費精算書と一緒に提出する。インボイス発行事業者以外の場合は経過措置の適用あり
航空運賃	インボイスが必要。航空会社のサイトからダウンロードすることで入手する	搭乗者が予約して支払うことが多いので、出張旅費精算書の記入が不可欠
レンタカー利用料	インボイスが必要	ガソリン代等のインボイスも忘れずに入手する
宿泊費	インボイスが必要。チェックアウト時に忘れずに受領する	予約時に支払先がインボイス発行事業者か否か事前に判断できれば有益
コインパーキング利用料	インボイスが必要	自動販売機特例の適用はないため、運営事業者の登録状況を確認する必要あり
高速道路利用料	インボイスが必要。ただし、入手する時期は決済方法により異なる	現金払いの場合は料金所で入手し、ETCカード等を利用した場合は後日利用証明書をダウンロードする
従業員等に支給する出張旅費等	通常必要と認められる金額についてはインボイスの保存は必要なし	実費でなくてもかまわない。会社内の役職や同業他社との比較において適正であることが条件。会社のクレジットカード利用の場合は適用できない
会議費・接待費	インボイスが必要。3万円未満の場合の自動販売機特例あり	支払先がインボイス発行事業者かの確認が必要。インボイス発行事業者への支払いのほうが有利
備品消耗品費	インボイスが必要	レシートが簡易インボイスになることが多いので紛失しないこと